



鶴見支部だより

<http://www.roaneikyo.or.jp/shibu/tsurumi/index.html>

No. 150 令和元年8月号

発行者
公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会
鶴見支部
〒230-0051
横浜市鶴見区鶴見中央三丁目26番4号
(鶴見商工会館2階)
電話 045-503-0017
FAX 045-505-3411
発行責任者
支部長 井上 滋 邦

全国労働衛生週間を迎えて

今年のスローガンは

**「健康づくりは 人づくり
みんなで作る 健康職場」**です。

令和元年度全国労働衛生週間実施要綱

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第70周年を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業上における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「労衛法」という。)に基づく一般健康診断における有所見率は5割を超え、年々増加を続けている。

また、過重労働等によって労働者の尊い命や健康が損なわれ、深刻な社会問題となっており、脳・心臓疾患、精神障害の労災認定件数は、ここ数年は700件台で推移しており、そのうち死亡または自殺(未遂を含む。)の件数は200件前後で推移していたが、平成30年度は158件となっている。

仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は依然として半数を超えている(「平成29年労働安全衛生調査(実態調査)」)。

このような状況の中、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は58.4%にとどまっており、ストレスチェック制度の運用についても、集団分析結果を職場環境の改善に活用している事業場の割合は51.7%にとどまっている。また、労働者の約3割が、職場において仕事上の不安、悩み又はストレスを相談できる相手がいなく感じている(「平成29年労働安全衛生調査(実態調査)」一部特別集計)。

労働力の高齢化が進む中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面はさらに増えることが予想される。一方で、職場での対応は個々の労働者の状況に応じて進めなければならない。支援の方法や医療機関等との連携について悩む事業場の担当者も少なくない。

化学物質に起因する労働災害は、年間450件程度

で推移しており、危険物によるものが約4割、有害物によるものが約6割となっている。また、法定の化学物質を取り扱う事業場におけるリスクアセスメントの実施率は52.8%、ラベル表示及びSDS交付の実施率はそれぞれ77.3%、69.1%にとどまっている(「平成29年労働安全衛生調査(実態調査)」)。

また、化学物質によるがん等の遅発性疾患に関しては、オルトトルイジンやMOCAの取扱事業場における膀胱がん等の集団発生事案など従前は把握されていなかった重篤な健康障害が発生している。

さらに、過去の石綿ばく露により石綿関連疾患を発症したとして労災支給決定された件数は、近年、1,000件前後で推移しており、そのうち特に建設業では500件を超えている。また、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存しており、その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務付けられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に行われていない事例が散見されている。

安衛法の一部改正により、平成27年6月から職場における受動喫煙対策が努力義務とされた。また、平成30年7月に望まない受動喫煙を防止するための改正健康増進法が成立した(2020年4月完全施行予定)。このようなか状況の中、職場において受動喫煙を受けていると回答した労働者の割合は37.3%となっている(「平成29年労働安全衛生調査(実態調査)」)。

このような背景を踏まえ、今年度は、

「健康づくりは 人づくり

みんなで作る健康職場」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

改正労働基準法に関する Q&A

(平成 31 年 4 月厚生労働省労働基準局解釈から A3は鶴見署プラス解説あり)

鶴見労働基準監督署

(Q1) 36 協定の対象期間と有効期間の違いを教えてください。

(A1) 36 協定における対象期間とは、法第 36 条の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる期間をいい、1 年間に限るものであり、36 協定においてその起算日を定めることによって期間が特定されます。これに対して、36 協定の有効期間とは、当該協定が効力を有する期間をいうものであり、対象期間が 1 年間に限られることから、有効期間は最も短い場合でも原則として 1 年間となります。また、36 協定について定期的に見直しを行う必要があると考えられることから、有効期間は 1 年間とすることが望ましいです。

(Q2) 対象期間の途中で 36 協定を破棄・再締結し、対象期間の起算日を当初の 36 協定から変更することはできますか。

(A2) 時間外労働の上限規制の実効性を確保する観点から、1 年についての限度時間（原則として 360 時間。法第 36 条第 4 項）及び特別条項により月 45 時間を超えて労働させることができる月数の上限（法第 36 条第 5 項）は厳格に適用すべきものであり、ご質問のように対象期間の起算日を変更することは原則として認められません。

なお、複数の事業場を有する企業において、対象期間を全社的に統一する場合のように、やむを得ず対象期間の起算日を変更する場合は、36 協定を再締結した後の期間においても、再締結後の 36 協定を遵守することに加えて、当初の 36 協定の対象期間における 1 年の延長時間及び限度時間を超えて労働させることができる月数を引き続き遵守しなければなりません。

(Q3) 時間外労働と休日労働の合計で、複数月平均 80 時間以内の要件（法第 36 条第 6 項第 3 号）は、改正法施行前の期間や経過措置の期

間も含めて満たす必要がありますか。また、複数の 36 協定の対象期間をまたぐ場合にも適用されますか。

(A3) 時間外労働と休日労働の合計で、複数月平均 80 時間以内の要件（法第 36 条第 6 項第 3 号）については、改正法施行前の期間や経過措置の期間の労働時間は算定対象となりません。また、この要件は、複数の 36 協定の対象期間をまたぐ場合にも適用されます。

(鶴見監督署のプラス解説)

2 か月から 6 か月について平均を算出する場合、本年（大企業）では法施行前の期間の労働時間が算定の対象とならないこととなります。

1 年間の対象期間の起算日が平成 31 年 4 月 1 日となる場合、令和元年 7 月末到来の段階では令和元年 7 月と 6 月の 2 か月平均、令和元年 7 月、6 月、5 月の 3 か月平均、令和元年 7 月、6 月、5 月、平成 31 年 4 月の 4 か月平均について算定し、2 から 4 か月までの各平均が、月平均 80 時間以内となればよいこととなります。

令和元年 8 月末到来の段階では令和元年 8 月と 7 月の 2 か月平均、令和元年 8 月、7 月、6 月の 3 か月平均、令和元年 8 月、7 月、6 月、5 月の 4 か月平均、令和元年 8 月、7 月、6 月、5 月、平成 31 年 4 月の 5 か月平均までを算定することとなります。

令和元年 9 月末到来の段階において、令和元年 9 月、8 月、7 月、6 月、5 月、平成 31 年 4 月の 6 か月平均までを、ようやく算定できることとなります。

次に複数の 36 協定の対象期間をまたぐ場合についてです。令和 2 年 4 月 1 日が新協定の起算日の場合、令和 2 年 4 月末到来の段階においては、令和 2 年 4 月、3 月の 2 か月平均、令和 2 年 4 月、3 月、2 月の 3 か月平均、令和 2 年 4 月、3 月、2 月、1 月の 4 か月平均、令和 2 年 4 月、3 月、2 月、1 月、令和元年 12 月の 5 か月平均、令和 2 年 4 月、3 月、2 月、1 月、

令和元年12月、11月の6か月平均を算定することになります。このように、旧協定も法施行日以降が対象期間であれば、旧協定における時間外労働・休日労働も複数月平均80時間以内の要件を満たす必要がありますので、ご注意ください。

(Q4) 使用者による時季指定（法第39条第7項）は、いつ行うのでしょうか。

(A4) 使用者による時季指定（法第39条第7項）は、必ずしも基準日からの1年間の期首に限られず、当該期間の途中に行うことも可能です。

(Q5) 使用者による時季指定（法第39条第7項）を半日単位や時間単位で行うことはできますか。

(A5) 労働者の意見を聴いた際に半日単位の年次有給休暇の取得の希望があった場合においては、使用者が年次有給休暇の時季指定を半日単

位で行うことは差し支えありません。この場合において、半日の年次有給休暇の日数は0.5日として取り扱います。

また、使用者による時季指定を時間単位年休で行うことは認められません。

(Q6) 前年度からの繰越分の年次有給休暇を取得した場合は、その日数分を法第39条第7項の規定により使用者が時季指定すべき5日の年次有給休暇から控除することができますか。

(A6) 前年度からの繰越分の年次有給休暇を取得した場合は、その日数分を法第39条第7項の規定により使用者が時季指定すべき5日の年次有給休暇から控除することとなります（法第39条第8項）。

※なお、法第39条第7項及び第8項は、労働者が実際に取得した年次有給休暇が、前年度からの繰越分の年次有給休暇であるか当年度の基準日に付与された年次有給休暇であるかについては問わないものです。

新規加入会員事業所紹介

- ◇事業所名 日本レイバー株式会社 横浜事業所
- ◇所在地 横浜市鶴見区大黒町5-50
日本埠頭倉庫内
- ◇代表者名 代表取締役社長 笠間 久男
- ◇設立 1991年5月27日
- ◇従業員数 64名
- ◇事業内容 倉庫業務請負業・梱包作業請負業
工場内各種作業請負業



 **東邦電設株式会社**

代表取締役 片岡 正明

横浜市鶴見区鶴見中央2-14-22
電話 045(511)0121(代) FAX 045(503)0678

鶴盛工業 株式会社



メタル加工のトータルプランナー

〒230-0003 横浜市鶴見区尻手3-3-6
TEL 045-574-2834(代表)
<https://kakusei.co.jp/company/>



『京浜コーポレーションの取組』

株式会社京浜コーポレーション

取締役事業所長 阿部 知春

（株）京浜コーポレーションにおける、安全衛生活動の取組をご紹介します。

弊社は、1960年6月創立し、来年で創業60年を迎えます。プラントメーカー各社様から、事業用火力・原子力発電プラントにおけるタービン・ボイラーの建設据付工事、定期点検時におけるメンテナンス・保守点検工事に携わっている会社であります。

弊社は業務の性質上、地方の発電所に趣き各業務を遂行するため社員が一同に会する機会が殆ど有りません。その様な中で無事故無災害の徹底を行うためには、社員への肌理細かな安全衛生教育が必要と考えています。従業員の帰社時や空いている時間に労働安全衛生法・規則に遵守できる安全衛生教育を何時でも受講できるように、先ずは管理員へ職長教育トレーナー、粉じん、第2種酸欠等、有機溶剤作業

従事者、低圧電気取扱、足場組立て解体等の特別教育トレーナーの養成、更に2月に法改正があったフルハーネス型墜落制止用器具使用に関するトレーナーの養成を実施し、各種安全教育、技能向上への対応を行っています。

弊社の無災害記録は、2019年6月30日付で4,283日と継続中ですが、更に質の高い啓蒙活動を行って参ります。

「2019年度 安全衛生基本方針」

一人ひとりの従業員の心身の健康を大切に、労働災害ゼロ・健康障害ゼロ・交通労働災害ゼロを目指すと共に、健康増進普及に積極的に取組み、職場の危険をゼロにして、安全で快適な職場環境の維持と明るく活気ある職場づくりを推進する。

第70回全国労働衛生週間 鶴見地区推進大会案内

日時：2019年9月10日（火）午後1時30分～

場所：鶴見公会堂

スローガン「健康づくりは人づくり
みんなてつくる健康職場」

特別講演『産業医の運動セミナー』
～腰痛・肩こりのエクササイズをマスターしよう！～
産業医 長濱 さつえ 氏

経営首脳者労務安全衛生 セミナー開催案内

日時：2019年10月30日（水）午後3時～

場所：ホテルリブマックス横浜鶴見

講演：神奈川労働局

特別講演：『金栗四三と田畑政治』
～2019年大河ドラマの主役から学ぶリーダー論～
企業パブリシスト・PRや広報の専門家
黒木 勝巳 氏

神奈川労務安全衛生大会案内

日時：2019年11月7日（木）14:30～

場所：レンブラントホテル海老名（2F）

特別講演：『THE パラリンピック』

（公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会
組織委員会理事

アトランタ・シドニー・アテネ・リオパラリンピック連続出場、
水泳種目金メダリスト 成田真由美 氏

祝賀会：レンブラントホテル海老名 3F

一事業実施予定表一

職長安全衛生教育	9月4・5日（水、木）
全国労働衛生週間鶴見地区推進大会	9月10日（火）
安全管理者選任時研修	10月3日（木）
経営首脳者セミナー	10月30日（水）
神奈川労務安全衛生大会	11月7日（木）
衛生管理講習	11月12日（火）
フルハーネス型墜落防止器具特別講習	11月27日（水）
危険予知訓練教育	12月3日（火）
職長安全衛生教育	12月11,12日（水、木）
安全祈願・賀詞交歓会	1月9日（木）
フルハーネス型墜落防止器具特別講習	1月17日（金）
労務管理講習	2月13日（木）
粉じん作業特別教育	2月25日（火）

新規会員募集

鶴見支部では、鶴見区内にある事業場で、当協会に未加入の事業場に対して加入促進活動を行っています。近隣で、またはお知り合いで未加入事業場がございましたら、事務局まで是非ご紹介下さい。

（事務局 TEL 503-0017 FAX 505-3411）

（ホームページ <http://www.roaneikyo.or.jp/shibu/tsurumi/index.html>）